

一般社団法人地域医療機能推進学会リハビリテーション部会 細則

(目 的)

第1条

一般社団法人地域医療機能推進学会(以下 JCHS)リハビリテーション部会(以下当部会)は、JCHS 理事会則第9条により置かれ、第9条に定める部会運営要綱に沿った地域医療機能推進学会リハビリテーション部会則に基づき活動する部会である。上記の以外の活動の委員会活動を部会則第5章の第13条3に定める細則を広く会員へ啓発し効率よい活動を目指す。

(委員会活動目標)

第2条

1. JCHS の運営に関する活動
2. JCHS リハビリテーション技士の研修・研究活動を検討・支援・提案
3. JCHO の目標とするリハビリテーション事業に積極的に参加・提言
4. 多様なモデルに対応した地域包括システムのリハビリテーションアプローチを検討・提案
5. 多様なモデルに対応できる JCHO 独自の卒後教育モデルを計画・提案

(部会員)

第3条

理事会規則第9条に定める部会運営規則要綱第2条に準じ、会則第2章第4条の定める者

(役員)

第4条

1. 本部役員は、理事会則第9条により JCHS 理事長指名の、部会長・副会長2名・執行委員2名
2. 分科会役員は理事会規則第9条に定める部会運営規則要綱第3条により JHCS 理事長指名の、5地区の分科会長5名、5地区補佐役各2名、会計・会計監査は分科会長もしくは補佐役より選出する
3. 委員長は本部会議で指名し、会則第2章第4条の定める者で部会員となる

(役員の職務・任期・指名)

第5条

1. 本部役員、分科会役員は理事会規則第9条に定める部会運営規則要綱第5条、

第6条、第7条に準じる

2. 委員長は、会則第5章第13条に準じ、本部役員へ事業報告を行う

(本部会)

第6条

1. 理事会規則第9条に定める部会運営規則要綱第9条に準じる

2. 分科会の地区長会を兼務する

3. 本会は本部の検討事項を分科会・委員会へ相談・依頼、分科会の意見をまとめ、委員会の意見をまとめ、本部、総会へ意見を申請する

(分科会)

第7条

1. JCHO 地区分科会長と各地区の補佐役員が中心となる地区の職長会

2. 地区単位の JCHS 活動の検討運営し、地域独自の当部会活動を本部会・地区事務所と相談し検討運営

(委員会)

第8条

1. 当部会・分科会内に次の委員会を置く

(1) 調査委員会

(2) 組織企画委員会

(3) 学会委員会

(4) 総会委員会

(5) 研修委員会

(6) 理学療法士委員会

(7) 作業療法士委員会

(8) 言語聴覚士委員会

2. 委員は、分科会長が指名

3. 各委員会活動は本部役員が総括する

(委員会活動)

第9条

1. 調査委員会

(1) 当部会で「57施設のリハビリテーション状況」「セラピスト名簿」を作成することで、57施設の部会員が情報共有できるようにする。

(2) 定期的に 5 7 病院の状況の情報交換、連絡をメールネットワークで中心とな
って行うことで、部会員へ定期的な連絡事項、診療情報等の情報交換のハブ
となる

(3) ポータサイトの管理

(4) 各地区に委員を配置

2. 組織企画委員会

(1) 部会の組織の基礎となる人材育成計画を検討する。

(2) リハビリテーション技士の職能を啓発し、政策提言をまとめパブリックな
意見を検討する。

(3) 各地区に委員を配置

3. 学会委員会

(1) JCHO 学会直接の運営に係る (学会シンポジウムなど)

(2) 各地区に委員を配置

4. 総会委員会

(1) 部会総会の準備、運営に係る

(2) 各地区に委員を配置

5. 研修委員会

(1) 全国レベルの研修会の職員教育企画運営に係る (学会セミナーなど)

(2) 地区単位の研修会の職員教育企画運営に係る

(3) 各地区に委員を配置

5. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士委員会

(1) 各職種の会員の意見をまとめる

(2) 各職能に応じた JCHO への貢献、業績を検討する

(3) 病院に委員を配置

(会議)

第 10 条

1. 年 1 回の総会

2. 年 1 回の本部役員会議

3. 年 1 回の委員会議

4. 年 1 回の分科会会議

(部会総会)

第 11 条

1. 部会総会は理事会規則第 9 条に定める部会運営規則要綱第 7 条に準じる
(役員会)

第 12 条

1. 役員会は理事会規則第 9 条に定める部会運営規則要綱第 9 条に準じる
2. 分科会は、役員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決議される

(附則)

この細則は、平成 30 年 11 月 15 日より施行する

この細則は。令和 6 年 4 月 1 日より施行する